OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	家庭内暴力の実態と被害者に対する支援状況
Author(s)	金, ジャンディ
Citation	阪大法学. 2014, 63(5), p. 179-204
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67986
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

家庭内暴力の実態と被害者に対する支援状況

金　ジャンディ

一　はじめに
二　家庭内暴力の実態
三　被害者に対する保護・支援制度の現況
（一）家庭内暴力の関連法律
（二）家庭内暴力被害者に対する支援・保護制度
四　被害者支援における諸問題
（一）家庭内暴力に関する情報の広報
（二）実態調査（児童虐待と配偶者暴力）
（三）警察官による被害の防止
（四）ファミリーバイオレンス法の制定
五　おわりに

一　はじめに

今日、家庭内暴力は積極的な対応を必要とする社会問題となっており、この問題をめぐって法律の制定や改正、

学問的研究が行われている。筆者は前稿[1]において、被害者の支援・保護に関する研究が進んでいる諸外国の法律や政策について検討した。本稿では、次の研究課題として、日本の家庭内暴力の実態および被害者保護に関する法律・制度を検討し、そこに含まれる問題点を明らかにする。家庭内暴力は家庭という閉ざされた空間で生じることから、被害者が被害を外部に伝えない限り第三者によって発見される可能性が低く、潜在化しやすい。また、加害者と被害者とが同じ場所で生活することから、犯罪が繰り返されることも多い。被害者が耐えて暴力がエスカレートし、被害が深刻化することもある[2]。このような家庭内暴力の特性を考慮し、その予防及び被害者の保護・支援を実現するには、まず、被害の実態や既存の保護制度の内容を正確に把握しなければならない。家庭内暴力の実態分析は、現行法制度の実効性評価の手掛かりとなるだけでなく、新たな法律制定のためにも重要であろう。

以下では、第一に、内閣府男女共同参画局が一九九九年から五回にわたって実施した「配偶者暴力に関する調査」を参照し、家庭内暴力の実態を分析する。特に、二〇〇二年の「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下では、配偶者暴力防止法と表記する）」の施行前後で、家庭内暴力に対する意識や通報先に変化があったか否か、事件発生件数の変化の原因を究明することにより、同法の効果を検証したい。それは、同法の改正にあたっても有益な示唆を与えるであろう。

第二に、家庭内暴力被害者の保護・支援の現況を明らかにする。現在までの法制度の概要を紹介し、その活用状況、十分に活用されていない原因、活用するための改善方法などについても考察する。

第三に、それらの考察に基づき、家庭内暴力の被害者の保護・支援の諸問題を指摘しつつ、それを克服するための「ファミリーバイオレンス法」の制定を提案したいと思う。

二　家庭内暴力の実態

内閣府男女共同参画局は配偶者暴力防止法第二五条に基づき、一九九九年から三年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施してきた。具体的には、一九九九年、二〇〇二年、二〇〇五年、二〇〇八年及び二〇一一年において、全国の二〇歳以上の男女五〇〇〇人（二〇〇五年度以前は四五〇〇人）を対象に、無作為抽出によるアンケート調査を実施している。ここでは、その調査研究の統計データに基づいて、家庭内暴力の実態を分析する。

［図一］は、夫婦間での暴力行為の認識に関する調査結果を図で表したものである。夫婦間で生じた特定の行為を暴力として認識しているか否かは、家庭内暴力の早期発見による被害者の保護・支援上、重要な要素となる。自分の受けた行為を暴力として認識しない限り、被害者は保護や支援を外部に求めない。その場合、暴力行為が潜在化し、警察や公的機関による発見が困難となり、その暴力の反復・悪化の危険もある。したがって、家庭内暴力の反復を防止し、被害者を早期に支援するためにも、「夫婦間での暴力認識」の程度を検討し、暴力行為の認識を広めることが重要である。

「夫婦間での暴力認識」に関する調査は、一一項目[3]の行為を挙げ、それが夫婦間[4]での暴力に当たると思うかを質問する方式で行われた。「図二」は、一一項目の中、主な五項目の年度別変化を描いたものであるが、身体を傷つける可能性のある物で殴るなど、重大な障害に至る恐れがある行為は、ほぼ九割が暴力に当たると認識しており、時代による認識の変化も少ない。これに対し、「なぐるふりをして脅す」、「大声でどなる」、「誰のおかげで生活できるんだとか、かいしょうなしと言う」などの脅迫や精神的暴力については、最初に調査が実施された一九九九年から二〇〇二年の間に、暴力と認識する回答者の割合が急増した。[5]これは、二〇〇一年一〇月一三日施行の配偶者

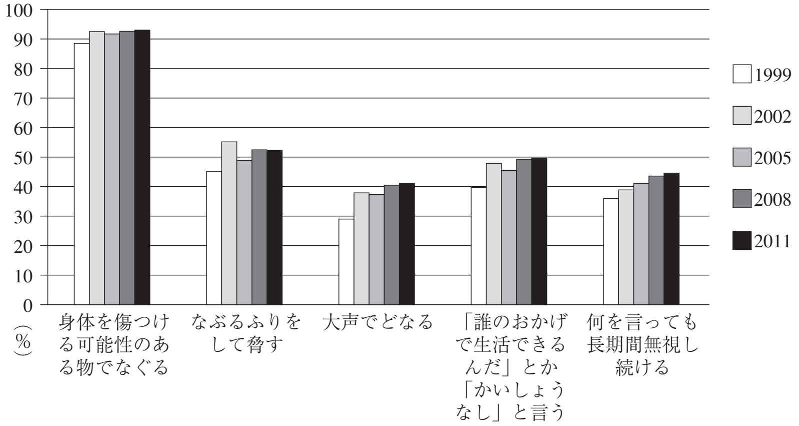

［図一］夫婦間での行為についての暴力としての認識

暴力防止法の影響によるものとも推測される。一九九九年と二〇一一年を比較すれば、いずれの項目も次第に増加していることが確認できる。

[図二]は、①配偶者暴力防止法の成立や、②同法の内容を知っているか否かに関する調査結果である。法施行後最初に行われた二〇〇二年の調査では、①②ともに知っていると回答した人が平均一八・九パーセントだったのに対して、二〇〇五年の調査では一三・三パーセントと、ほぼ五パーセント減少した。このような減少傾向は、二〇〇八年と二〇一一年においても続いている。①のみを知っていると回答した人は、二〇〇二年の調査では五三・六パーセントだったのが、二〇〇五年には六六・二パーセントと、ほぼ一三パーセント増加し、現時点では、三人に二人が同法の存在を知っていると考えられる。①と②のいずれも知らないと回答した人は、二〇〇二年には二六・四パーセントだったが、二〇〇五年には七パーセント減少し、その後は徐々に増加している。[図二]で注目すべき点は、二〇〇二年から二〇〇五年にかけて、法律の存在に対する周知度が上昇し、法律の成立・内容に関して知らない人の数が一度は下降したものの、二〇〇五年以降、法律の存在・内容に関する国民の

周知度が下降している現状である。これは看過できない問題であり、早急に周知度を引き上げる方策を講じるべきである。被害者が配偶者暴力防止法に関する情報を持つことにより、暴力に対する被害者の自発的な行動が促されるものと期待されるからである。

　また、法律の内容に関する国民の知識を高めることも重要である。韓国の家庭暴力特例法に関する統計調査によれば、「法律の内容に対して詳しく知っている」と回答した人が二・三パーセント、「法律の成立・内容を知っている」と回答した人が四〇・一パーセント、「法律の存在のみ知っている」と回答した人は四一パーセントであった。[6]法律の存在または内容、そのいずれかを知っている人は、日本では八六・一パーセント、韓国では八三・四パーセントと、数値に大差はないが、法律の内容を知っていると答えた人の割合については、日本では一一・九パーセントなのに対して、韓国では四二・四パーセントと、韓国の方が日本より四倍近く高い。日本では、配偶者暴力防止法の内容について国民が容易に情報を得られるよう、広報等の方策をさらに講じる必要があると思われる。

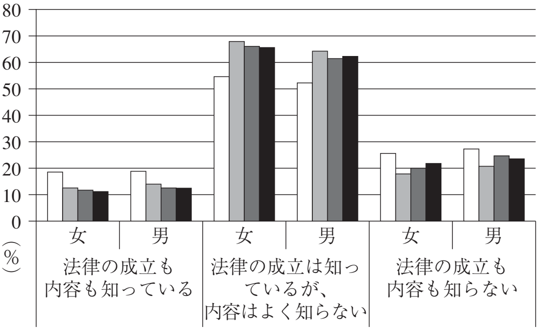

［図二］配偶者暴力防止法の周知度

　内閣府男女共同参画局が実施した「配偶者からの被害経験に対する調査」は、結婚歴のある人に①身体的暴行、②心理的攻撃、③性的強要の三つの行動をあげ、配偶者から受けたことがあるかを問うものである。①は殴る蹴る、物を投げつける、突き飛ばすことなどを、②は人格を否定するような暴言や交友関係の監視などの精神的嫌がらせ、自分もしくは自分の家族に危害が加

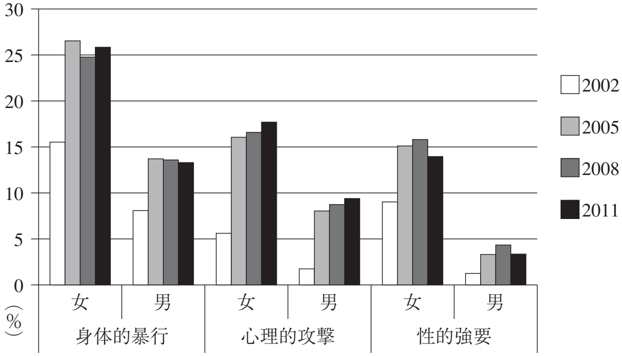

［図三］配偶者からの被害経験

えられるのではないかと恐怖を感じさせるような脅迫を、③は性的行為の強要を指す。また、この調査は、暴力が何度もあった、一・二度あった、まったくない、の各項目から一つ選ばせる形式で行われた。［図三］は、①から③について、「何度もあった」、「一・二度あった」と回答した人を暴力を経験した人として把握し、その割合を図示したものである。

二〇一一年の調査結果を男女別でみると、身体的暴行を受けたことがあると答えた人は、女性で二五・九パーセントと、男性を一三パーセント上回っている。心理的攻撃を受けたことがあると答えた人は、女性一七・八パーセント、男性九・五パーセントで、女性の方が八パーセント高くなっている。性的強要を受けたことがあると答えた人は、女性一四・一パーセント、男性三・四パーセントと、女性の方が約四倍高い。二〇〇二年と二〇〇五年の調査結果を比較すると、配偶者から被害を受けた経験がある人の割合は女性の方が高くなっており、身体的暴行を受けた人は約一一パーセント多くなっている。心理的攻撃の場合は、五・六パーセントから一六・一パーセントへと、約三倍高くなっており、増加が顕著である。二〇〇五年から二〇一一年までの期間では、配偶者から被害を受けたかどうかに関する調査結果に大きな変化はみられない。

また、二〇〇二年と二〇〇五年には、配偶者間の暴力行為が児童によって目撃されたか、そのことが児童に影響を与えたかに関する調査が行われた。暴力行為の児童による目撃については、「目撃していた」と答えた人の比率

が、二〇〇二年の調査では二三・三パーセントであった。二〇〇五年の調査では「目撃していないが、音や声、様子から知っていた」と答えた人が一二・五パーセントになっており、合わせるとほぼ三人に一人が、配偶者間での暴力行為を児童が知っていたと回答した計算になる。暴力行為を目撃したことによる児童への影響については、二〇〇五年の調査で女性の六六・九パーセント、男性の六七・八パーセント、すなわち七割近くが児童の心身に影響を与えたと回答した。

厚生労働省の調査[7]によると、全国の児童相談所が二〇一二年度に把握した児童虐待の件数は、前年度比一一・五パーセント増加した六六、八〇七件であり、一九九〇年度の調査開始以来、二二年連続で過去最大を更新した。［図四］[8]をみると、二〇一二年の心理的虐待の中、親が子供の目の前で配偶者に暴力を振るう「面前ＤＶ」が半分以上を占めている。配偶者暴力の目撃が児童に及ぼす悪影響を念頭に置き、面前ＤＶに対する対策を講じるべきである。また、今年上半期に全国の警察が摘発した児童虐待の件数は、昨年同期比六二・一パーセント増加した二四八件であり、二〇〇〇年以降、最大だったことが警察庁のまとめで分かった。警察庁は四月、児童虐待が増加傾向にあることを踏まえ、都道府県警に児童相談所との連携強化を指示し、この影響などで、虐待が疑われるとして警察が児童相談所に通告した児童数は七二七一人と、昨年同期より三七・七パーセント増えた[9]。

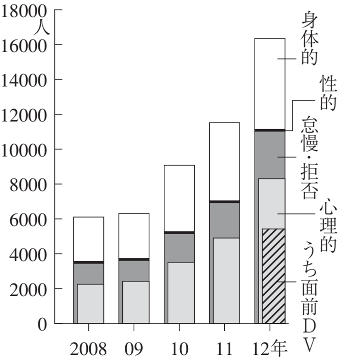

［図四］児童虐待の通告人数

［図五］は配偶者から受けた被害の相談先に関する調査結果を図示したものである。調査は、五年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがある人を対象に、当該行為を誰かに打ち明けたり相談したりしたかを質問

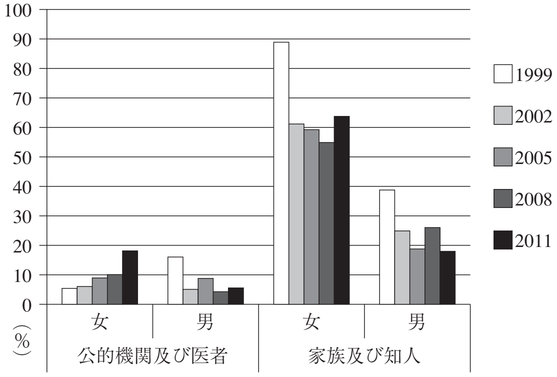

［図五］相談件数

し、一一の項目[10]の中から該当するものを選択するという形式で行われた（複数回答可）。［図五］は一一項目を大きく家族・親族と友人・知人、公的機関とに分け、相談先の変化を表したものである。公的機関とは、配偶者暴力支援センター、警察、法務局・地方法務局、人権擁護委員、男女共同参画センター・女性センターなどを指す。家族や親族、友人・知人に相談された比率は、一九九九年（約九〇パーセント）から二〇〇二年の間で急減し、それ以外の年では増減を繰り返しているが、全体としては減少傾向にある。公的機関や医者に女性が相談する比率は、年々増加する傾向にある。一九九九年に五・八パーセントだったのが、二〇一一年には一八・五パーセントに上昇し、約三倍増加している。公的機関や医者に対する相談件数の上昇は、配偶者暴力防止法が施行された成果だと考えられる。

　配偶者からの被害をどこにも相談しなかったと回答した人にその理由を聞いたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」との回答が最も多く、ついで「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」の順であった[11]。これは、被害者自身の配偶者暴力に対する意識（危機感）が希薄であることの表れであろう。配偶者暴力の潜在性・反復性を勘案すると、配偶者暴力に対する被害者の意識を高めることが暴力を防止し、被害者を保護するために重要であることを再度強調したい。

以上、公表された統計に基づいて家庭内暴力の実態を検討した。時代の変化や法律の施行によって、暴力に関する認識、被害件数、被害の相談先に変化が生じていることが分かった。次に、このような家庭内暴力に関する実態の変化に対して、被害を防止し、被害者を保護・支援するための取組がどのように行われてきたかを検討する。

三　被害者に対する保護・支援制度の現況

（一）家庭内暴力の関連法律

1　配偶者暴力防止法

家庭内暴力の被害者を救済する法律として、配偶者暴力防止法が、二〇〇一年に議員立法により制定された。[12] 同法は主に、①被害者を保護する配偶者暴力相談支援センターの機能、②配偶者間暴力の発見者による通報などの制度や各機関の役割、③接近禁止命令と退去命令とを含む保護命令制度について定めている。制定時の法律は、現行の規定と比較して保護命令の対象が狭く、その要件も厳しかったが、[13] 第一次改正[14]によって適用条件が緩和された。[15] 例えば、保護命令の場合、被害者と同居する子どもに対する接近禁止命令（同法第一〇条三項）が創設されたほか、被害者が離婚し、または婚姻が取り消された場合（現第一〇条一項）にも保護命令を求めることができるようになった。配偶者暴力の範囲については、身体に対する暴力だけでなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も配偶者暴力に含まれるようになった。[16] また、退去命令の期間も二週間から二か月に伸ばすことと再度の退去命令が可能となった。

同法は、二〇〇七年の二度目の改正[17]により、親族等に対する接近禁止命令が創設されたほか、無言電話や連続して電話をかけ、電子メールを送信することについての禁止命令が、新たに定められた。また、身体的暴力がなくと

も、生命又は身体に対する脅迫があり、今後、生命又は身体に対する重大な危害を受ける恐れがあるときにおいても保護命令を発することが可能になった。二度の改正を経て、同法は保護命令の対象を次第に拡大して、被害者保護のための制度を強化してきたといえる。[18]

2　児童虐待防止法

児童虐待の防止等に関する施策の促進を目的とする児童虐待防止法は、二〇〇〇年五月に制定され、同年一一月に施行された。[19] 施行から三年後の二〇〇四年には同法附則第二条[20]に基づく改正が行われた。この改正では、まず、児童虐待が児童の人権を著しく侵害する行為であることが明示された（第一条）。また、児童虐待の予防及び早期発見、その他の児童虐待の防止に関する国及び地方共同団体の責務と児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置が定められた。改正法においては、①児童虐待の定義の見直し、[21] ②国及び地方公共団体の責務の改正、③児童虐待の早期発見、④児童虐待に係る通告義務の拡大、⑤警察署長に対する支援要請等、⑥面会・通信制限規定の整備などが定められた。

さらに同法は二〇〇七年にも改正が行われ、現行法に至っている。この改正の根拠となったのは、同法附則第二条[22]である。改正法は、「児童の権利利益の擁護に資すること」を同法の目的として明記したうえで、①児童の安全確保等のための立入調査等の強化、②保護者に対する面接・通信等の制限の強化、③資料又は情報の提供、④保護者に対する指導に従わない場合の措置などを規定した。

（二）家庭内暴力被害者に対する支援・保護制度

1　暴力の予防及び早期発見

家庭内暴力は、家庭という外から見えにくく、介入しづらい特別な場所で発生するために、犯罪が顕在化しにく

い。また、暴力が一定の身分関係の間で生じるために、被害者もそれを犯罪として認識しにくいという特徴がある。[23]家庭内で暴力が発生しても、加害者と被害者が同居するため暴力が繰り返して発生する恐れがあり、被害者も、加害者からの報復を懸念して、保護を求めるのを躊躇する場合がある。このような状況に置かれている被害者を保護するために、配偶者暴力防止法第六条第一項は、配偶者からの暴力を受けているものを発見した者は、その旨を配偶者暴力センター又は警察官に通報するように努めなければならない、としている。また、同条第二項から第四項は、医師その他の医療関係者の通報及び情報提供を義務化し、当該通報が刑法第一三四条第一項の守秘義務違反に当たらないと定めている。

また、同法第二四条によれば、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるべきものとされている。家庭内暴力を防止するには、国民がそれを犯罪行為あるいは人権侵害として十分に理解する必要があるためである。この啓発活動は、国民各界各層を対象に行うべきであるが、その際には、①身体に対する暴力のみならず精神的暴力及び性的暴力もまた家庭内暴力に当たりうること、[24]②児童がいる家庭における配偶者暴力は児童虐待にも該当しうること、に留意すべきである。

さらに、二次的被害の予防にも配慮しなければならない。女性や児童の被害者と職務上で直接に接する関係者が、被害者の心身の状況や置かれている環境に配慮して対応しないと、被害者にさらなる被害を与える恐れがある。そのため、同法第二三条は、職務関係者による配慮、研修及び啓発を定めている。[25]

2　被害者の保護・支援制度

同法第三条第一項では、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする、とされている。被害者を保護・支援するた

めには、そうした機関の活用が効果的と考えられるからである。配偶者暴力相談センター等は、①被害者に関する問題の相談、②被害者の心身の健康を回復させるための指導、③被害者及びその同伴する家族の緊急時における一時保護、④被害者が自立して生活することを促進するための情報の提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用に関する情報の提供、⑥被害者を居住させ保護する施設についての情報の提供等の業務を行うものとされている。配偶者暴力相談支援センターなどにより保護される被害者の範囲には、身体的暴力を受けた者に限られず、性的暴力や精神的暴力によって心身に有害な影響を受けた者も含まれる。[(26)]

次に、被害者が更なる配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが強いときは、裁判所が被害者からの申立てにより、当該配偶者に対して保護命令を発することができる。保護命令には、接近禁止命令と退去命令がある。まず、接近禁止命令は、六月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は、被害者の住居、勤務先その他のその通常所在する場所の付近のはいかいを禁止することである。退去命令は、二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること、又は、裁判所が被害者からの申立てにより、被害者への接近禁止命令と合わせて、被害者に対する特定の行為を禁止する命令を発することである。[(27)]また、配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている等の事情があることから、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた。[(28)]保護命令を発する管轄裁判所は、相手方の所在地を管轄する地方裁判所とされるが、申立人の住所又は居所地、当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地の地方裁判所にも申立てを行うことができる[(29)]（同法第一一条）。保護命令が発せされたときは、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県

警察本部長に通知するものとする（同法第一五条第三項）。保護命令の取消は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあるとき、保護命令を発した裁判所によって行われる（同法第一七条）。保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる（同法第二九条）。

その他、同法第三条第三項第四号において、被害者が自立して生活することを促進するため、配偶者暴力相談支援センターは、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用などについて、また、同項第六号において、被害者を居住させ保護する施設の利用に情報の提供、助言、関係機関との連絡調整そのほかの援助を行うこととされている。

3　関係機関の連携協力及び実態調査研究

同法第九条において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとされている。

被害者を保護・支援するためには、法律に掲げられた機関をはじめ、人権擁護委員や関連する施策を所管する関係機関が共同認識を持ち、被害者援助の各段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが重要であると思われる。

同法第二五条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法などに関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとするとされている。また、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。(30)

四　被害者支援における諸問題

（一）家庭内暴力に関する情報の広報

配偶者暴力の被害者を保護するためには家庭内暴力及び被害者援助に関する広報啓発活動を積極的に推進しなければならないが、以上の検討からは、そうした活動が現状では不十分であることが分かる。潜在化しやすい配偶者暴力の場合、被害者自身が受けた行為を家庭内暴力として認識し、保護を求めることが、被害に対応するための第一歩となる。そのため、どのような行為が家庭内暴力に該当するかについて国民の理解を促進することが必要である。しかし、[図二] で確認したように、夫婦間暴力のうち、身体的暴力が家庭内暴力にあたることは広く認識されていたが、脅す・大声で怒鳴る等の言動が家庭内暴力にあたることについては、身体的暴力の場合の半分程度の認識しかみられなかった。身体に対する暴力以外の言動が家庭内暴力に該当しうると国民が正しく理解するよう、広報活動を行うべきであろう。また、家庭内暴力の相談先のうち最も高い割合を占めているのが「家族及び知人」であり、実家の両親や兄弟姉妹に相談したとき「多少のことは我慢しなさい、別居や離婚は思いとどまるように」と説得されることもあるため[31]、専門的機関による被害者救済につながるようにすべきである。したがって、家庭内暴力の被害者だけでなく、その他の者に対する広報も重要だと考えられる。児童虐待の場合、広報活動による意識改善を期待しにくい。したがって、児童に接することができる医療関係者、保育士など周囲の関係者に対する広報および教育・研修を行う必要があると考えられる[32]。

つぎに、配偶者暴力防止法の主な内容についても国民に十分に周知されているとはいえない。家庭内暴力に関する法律の内容の周知度では、韓国が日本を約三倍上回っている[33]。法律上与えられている救済制度を知ることにより、

被害者自らが積極的に保護を求めるようになるので、配偶者暴力防止法の本来の目的に沿って被害者の保護・支援を実現するには、同法の内容や趣旨を被害者の側にも理解させることが重要である。法律の実効性を高めるためには法律に対する情報提供が不可欠であり、これを促進する方策を講じなければならない。

配偶者暴力防止法では、被害者を保護・支援する専門機関の存在とその役割が定められている。しかし、実際にそれを利用する者は少ない。[図五]によれば、女性の場合、配偶者暴力防止法が施行された後、公的機関に被害の相談をした人は約一三パーセント増加したが、自分が受けた被害に対して家族・知人に相談した者の割合の方が、公的機関に相談する者の割合より約三倍以上高い。配偶者からの被害をどこにも相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思った」の順であった。このように被害者は、自分が受けた暴力が家庭内暴力であると認識せず、またこれを深刻な問題とも思わなかった。被害に対して専門的な取組ができる公的機関への相談を促進するため、被害者の意識変化が必要である。

(二) 実態調査(児童虐待と配偶者暴力)

内閣府男女共同参画局は配偶者暴力防止法第二五条に基づき、三年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を行っている。調査項目や対象、内容にも、時々の必要性に応じた変化がみられる。例えば、初期の調査では、配偶者間の暴力が主な対象とされていたのが(34)、二〇〇五年からは、交際相手からの被害経験、男性から無理やりに性交された経験、男女間の暴力を防止するために必要なこと等が調査対象に追加された。この調査は、家庭内暴力の問題に取り組むため、現状を分析し、問題の発見とその対策を講じる重要な役割を担っている。

ところが、この調査は、その目的を達成するために考慮すべきであることを見逃している。それは、①配偶者暴

力と児童虐待が重複して発生する可能性があるという事実と、②父母間で発生する暴力を目撃し、悪影響を受けた児童に対する保護・支援の必要性である。家庭内暴力の中で、最も頻繁に発生する暴力の類型である配偶者暴力と児童虐待は、重複して発生する可能性が高い。アメリカの調査研究によれば、方法上の差異はあるが、約三〇～五〇パーセントの家庭で暴力が重複して発生していると報告され[35]、日本でも、すでにこの問題に対して調査が行われている[36]。この重複発生が実際に問題になった裁判例もある。札幌高判平成一二年三月一六日は、同棲中の男性から家庭内暴力を受けた女性が、自己が親権者である三歳の子供を当該男性により殺害されたところ、傷害致死幇助罪で起訴された事件である。裁判所は被告人を有罪とした[37]。家庭内暴力は、同時に発生する可能性があり、早期に対応しなければこのような結果をもたらす場合もある。

児童が直接に暴力を受けない場合においても、父母間での暴力を目撃すること自体が児童に悪影響を及ぼすこともある。この問題に関する研究は、諸外国ではもちろん[38]、日本でも行われている[39]。この点を念頭に置いて、配偶者間の暴力が児童に及ぼす影響に関しても実態調査を実施すべきである。しかし、この内容に関して若干の調査が実施されたのは、二〇〇二年と二〇〇五年だけであった[40]。調査の目的が配偶者暴力の被害者の保護である以上、直接又は間接被害を問わずに被害を受ける者を保護・支援しなければならない。したがって、男女間における暴力調査を行うにあたっては、配偶者から暴力を受けた者と児童を対象として実施しなければならないと考えられる。

（三）警察官による被害の防止

配偶者暴力防止法第八条は、警察官による被害の防止義務を定めているが、努力義務にとどまっている。警察官は、通報等により配偶者からの暴力が発生していると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を行うように努めなければならない。警察官の被害防止の

ための具体的措置は、直接には、警察法[41]および警察官職務執行法などに従って行われる。配偶者暴力防止法においては、警察官の暴力防止及び被害者の保護に関して新たな権限を与えたものでなく、既存の法律に基づいて権限を適正に行使するよう求めている。[42] 家庭内暴力の被害者を保護するため、暴力の通報により現場に出動する警察官の役割は重要であるが、配偶者暴力防止法は、警察の役割や被害者の保護のための措置に関して明記しておらず、警察法および警察官職務執行法などに委ねている。したがって、家庭内暴力の被害者保護の観点から警察の早期対応の重要性を念頭に置き、警察官の被害防止の役割と権限について具体的に規定すべきであると考えられる。

東京都が公表した「夫・パートナーからの暴力被害体験者の面接調査の結果報告書」は「警察の対応については、通報などにより暴力現場に来て助けになったケースがある一方、『夫婦げんかには干渉できない』『民事不介入』の原則を理由に対応がなされない場合があり、これの対応に不満を示すケースが多い」と指摘している。[43] 配偶者暴力防止法では、「配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と明確に定義している。警察官に配偶者間の暴力がたとえ私的な場所で発生してもこれは単純な夫婦げんかでなく、犯罪であり重大な人権侵害であることを認識させ、被害者の通報が無駄にならないようにしなければならない。そもそも、警察官が家庭内暴力の通報を受け現場に行っても、その暴力の程度が軽微な場合、積極的に取り組まないケースが少なくない。被害者が被害を受けていてもそれが軽傷にとどまる場合や、精神的暴力や性的暴力である場合、警察官は、被害者の自衛への援助や加害者への警告指導という形で介入するだけのこともある。このような警察官の対応は、家庭内暴力の継続性や複合性、精神的影響の深刻さなど、その特質の無理解に基づくものである。[44] 身体的暴力が行われていなくても、当該の状況を総合的に考慮して介入が必要と判断される場合には警察官による積極的な対応が行われるよう、法律を整備するとともに、家庭内暴力がもつ特徴について警察官の教育を行うべきである。

（四）ファミリーバイオレンス法の制定

家庭内暴力の被害者を保護・支援するにあたり、その業務に係る機関の協力および情報共有が重要であることは、配偶者暴力防止法・児童虐待防止法などにおいて明確に定められている。各機関が家庭内暴力の被害者を保護・支援する上で生じうる諸問題を、協力して解決できれば、被害者への総合的な援助が可能となるため、機関の協力は不可欠である。しかし、法律で定められているにもかかわらず、各機関相互の連携がうまく機能していないと、広く指摘されている。(45) この問題を根本的に解決するための対応策を講じるべきである。

現在日本では、家庭内暴力の類型である配偶者暴力や児童虐待などに取り組むためにそれぞれの法律が制定されている。対象に応じて法律を制定することによって、対象の特性に合わせて被害者を保護・支援することが可能になる。一方、被害に対応するための中心的な機関とされているのは、それぞれの法律ごとに異なっている。例えば、配偶者暴力防止法においては、配偶者暴力支援センターを、児童虐待防止法においては、児童相談所や児童福祉施設を中心に支援を行うこととしている。被害者の保護・支援に係る機関が、異なる法令を根拠にして活動することが、円滑な機関の連携を阻害する要因の一つになっていると思われる。韓国では、家庭内暴力を予防し、被害者を援助するための法律として「家庭内暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」と、「家庭内暴力の処罰等に関する特例法」(46) とがある。後者は、家庭内暴力が単に私的な問題にとどまらず、国家が積極的に介入しなければならない重大な問題であるという認識に基づき、暴力行為者を矯正し、家庭の平穏を守るために迅速な取り組みを行うために制定された。(47) この法律の制定によって、家庭内暴力の被害者を援助する際発生した様々な問題が、相当部分解決された。すなわち、被害者に対する総合的な対応が可能となり、国家が迅速に家庭の問題に介入し、被害者を保護しつつ、加害者の矯正を図ることができるようになった。日本においても、配偶者暴力と児童虐待などの家庭内

暴力に対して、各々の共通点を取り出し、総合的な法律を制定することを検討すべきである。

一般的な暴力と異なる家庭内暴力の特徴は、親密な関係の人による暴力、反復的に暴力を受ける恐れなどによって被害者に多大な心理的ダメージを与えることである。(48) 家庭内暴力は、外形的には同じ暴力であっても、発生背景から特徴まで一般的な暴力と区別されるため、その対策を講じる際、特別なアプローチが必要である。したがって、家庭内暴力により適切に対処するためには、統一性を持つ特別法である「ファミリーバイオレンス法」を制定し、積極的に対処する必要がある。

五　おわりに

本稿では、家庭内暴力の実態、被害者に対する保護・支援制度の現況、被害者支援における諸問題について検討した。本稿の検討結果をまとめると次の通りである。

第一に、家庭内暴力の実態に関する統計資料の分析から、①配偶者暴力防止法の周知度が低いこと、②脅迫や精神的暴力を家庭内暴力とする認識が広く行き渡っていないことを確認した。この問題を解決するには、被害者の保護・支援に関する諸制度の存在や内容、配偶者暴力防止法、児童虐待防止法の主な内容を国民に広く知らせることが必要である。第二に、家庭内暴力の実態に関して現在実施されている調査にも、それが男女間の暴力のみを対象としているという点で、問題がある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護という調査の目的に照らせば、配偶者暴力によって被害を受ける女性とその家庭の児童も対象に含めるべきである。配偶者間の暴力が児童に与える悪影響と家庭内暴力の重複発生の可能性など、配偶者暴力と児童虐待の関連性を念頭に置き、両者に対する総合的な調査を行うべきである。第三に、家庭内暴力発生後、はじめに事件に対応する警察官の役割を強化するために法

律を整備し、適切に対応できるように教育し、家庭内暴力が繰り返されたり、行為がエスカレートしたりしないよう早期に介入させるべきである。最後に、関係機関の連携を強めて被害者に総合的な保護・支援を提供するために、統一的な関連法を制定すべきである。配偶者暴力防止法と児童虐待防止法の共通点を取り出し、被害者を保護・支援する一つの法律であるファミリーバイオレンス法を制定するべきである。家庭内暴力と一般的な暴力は、発生背景、特徴、社会的な意味などにおいて異なっているため、この相違点を考慮して法律を制定することは、被害者保護の観点から効果的であろう。

なお、家庭内暴力の被害者を保護・支援する上で生じているこれらの課題を解決する方策に関しては、本稿では十分に検討することができなかった。この点については次稿で取り扱いたい。

（1）　金ジャンディ「配偶者暴力・児童虐待被害者の保護」阪大法学第六三巻第二号（二〇一三）二七三頁。

（2）　二〇一三年五月二一日午前八時ごろ、神奈川県伊勢原市の路上で、女性が、追ってきた元夫に小学生の長男の目の前で刺される事件が発生した。この女性は、二〇〇五年末、元夫の家庭内暴力の被害を警察に相談し、元夫は二〇〇六年配偶者暴力防止法に基づき一年間の接近禁止命令受け、女性は一時シェルターに避難していた（毎日新聞　二〇一三年五月二三日：hhttp://mainichi.jp/select/news/20130524k0000m040076000c.html）。この事件で、女性だけでなくこれを目撃した児童のショックは大きいと考える。このように、家庭内暴力は徐々にエスカレートし、被害が深刻化する恐れがあるため、国家の積極的な取組が求められる。

（3）　この一一項目は、以下のとおりである。①平手で打つ、②足で蹴る、③身体を傷つける可能性のあるもので殴る、④殴るふりをして、脅す、⑤刃物などを突きつけて、脅す、⑥嫌がる性的行為を強要する、⑦拒否するにもかかわらず、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる、⑧長期間にわたり無視し続ける、⑨交友関係や電話を細かく監視する、⑩「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う、⑪大声でどなる、である。

（4）　この調査における夫婦は、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれている。

(5) 一九九九年と二〇〇二年を比べると、「なぐるふりをして脅す」はほぼ一〇パーセント、「大声でどなる」はほぼ九パーセント、「誰のおかげで生活できるんだとか、かいしょうなしと言う」は九パーセント増加した。

(6) この調査は二〇〇七年、一〇〇〇名(男性四九一名、女性五〇九名)を対象にして行われた:朴先榮/尹徳卿/朴福順/李姓垠/韓知英『性暴力・家庭暴力・性売買関連法制整備方案』(韓国女性政策研究院、二〇〇七)一八三頁以下。

(7) 厚生労働省「平成二五年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」五頁以下。

(8) この図は、時事ドットコム「児童虐待件数と摘発件数」から引用したものである。

(9) 時事ドットコム「児童虐待件数と摘発件数」、最終アクセス:二〇一三年九月一三日、http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_tyosa-jikenchildren-casualties。

(10) この調査は①友人・知人に相談した、②家族・親族に相談した、③警察に連絡・相談した、④医療関係者に相談した、⑤配偶者暴力相談支援センターに相談した、⑥民間の専門家や専門機関に相談した、⑦上記(③~⑥)以外の公的機関に相談した、⑧男女共同参画センター女性センターに相談した、⑨法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した、⑩学校関係者に相談した、⑪どこ(だれ)にも相談しなかったの項目で行われた。

(11) 「相談するほどのことではないと思ったから」は、二〇〇五年に五六・九パーセント、二〇〇八年に五七・四パーセント、二〇一一年に六二・八パーセント、「自分にも悪いところがあると思ったから」は、二〇〇五年に四一、九パーセント、二〇〇八年に三九・一パーセント、二〇一一年に三九・四パーセント、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」は、二〇〇五年に二三・一パーセント、二〇〇八年に一八・九パーセント、二〇一一年に二四・八パーセントであった。

(12) 立法背景および過程については、寺山洋一「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の概要」法律のひろば第五四巻第九号(二〇〇一)、岩井美奈「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』」捜査研究五九八号(二〇〇一)、有馬健二「配偶者からの暴力への適切な対応」捜査研究六〇〇号(二〇〇二)、岩井宜子「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の改正」現代刑事法六七号(二〇〇四)など参照。

(13) すなわち、現在配偶者の関係にあること、被害者が配偶者から暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことなどを要件とした（配偶者暴力防止法第四章）。

(14) 配偶者暴力防止法の改正については、小沼敦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」ジュリスト一二七四号（二〇〇四）、廣瀬孝／井出弘隆「配偶者暴力に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則の概要」判例タイムズ一一五七号（二〇〇四）、内閣府男女共同参画局推進課「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の改正の概要と関連施策の現状」法律のひろば第六一巻第六号（二〇〇八）、筒井隆志「配偶者暴力防止法の今後―制定後一〇年目を迎えて」立法と捜査三一〇号（二〇一〇）など参照。

(15) 配偶者暴力防止法附則（平成一三年）三条に定められた三年を目途とした見直し規定に基づき、改正法が平成一六年六月二日に公布され、同年一二月二日に施行された。

(16) ただし、本改正においても、保護命令の対象となる暴力については、「その生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きい」とし、身体的な暴力に限定された。法務総合研究所「研究部報告―配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的な研究」（二〇〇八）九頁以下。

(17) 現行法の附則では、三年後の見直し規定が削除されている。その後二〇一〇年に再度の改正の動きが一部にはあったものの、実現にはいたらなかった。筒井隆志・前掲注(14)・八二頁。

(18) なお、本稿を執筆中の二〇一三年六月二六日、改正配偶者暴力防止法が可決成立した。改正法は二〇一四年一月に施行予定であるが、現在は事実婚を含む配偶者と元配偶者の暴力に限っている対象を「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」に準用し拡大した。いわゆる「デートＤＶ」と呼ばれる恋人間の暴力がエスカレートし、被害者やその家族が襲われる事件が後を絶たないため、適用対象を拡大したものである。

(19) 児童虐待防止法は、「施策の推進を目的とする」法律であり、具体的な制度や仕組みを新たに作ることを主たる目的とはしていない。その内容も、虐待の予防や発見、早期介入を主眼にしており、虐待家族への援助、虐待児童の治療など総合的な法律とはなっていない。吉田恒雄『児童虐待防止法制度―改正の課題と方向性』（尚学社、二〇〇三）四頁。

(20) 二〇〇〇年に制定された「児童虐待防止法」附則第二条に「この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況などを勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と定めた。

(21) 二〇〇四年に改正された児童虐待防止法第二条においては、児童虐待の定義を拡大した。すなわち、保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるとした。また、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等、直接被害を受けない場合も児童虐待に含まれた。

(22) 附則第二条「児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」。

(23) 後藤弘子「ファミリーバイオレンス―新たな制裁のあり方をめざして」刑法雑誌第五〇巻第三号（二〇一一）三九二頁。

(24) 内閣府／国家公安委員会／法務省／厚生労働省告示第一号「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（二〇〇四）一九頁。

(25) 同法第二三条①配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係者のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境などを踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。②国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(26) 寺山洋一・前掲注(12)・五頁。

(27) 特定の行為とは、①面会の要求、②行為の監視に関する事項を告げること等、③著しく粗野・乱暴な言動、④無言電話、連続して電話・ファクシミリ・電磁メール（緊急やむをえない場合を除く）、⑤夜間（午後一〇時から午前六時）の電話・ファクシミリ・電磁メール（緊急やむを得ない場合を除く）、⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等、⑦名誉を害する事項を告げること等、⑧性的羞恥心を害する文書・図面の送付等である。

(28)　ただし、当該子が一五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る（同法第一〇条第三項）。

(29)　保護命令の申立ては次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。①配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する暴力を受けた状況、②配偶者からの暴力を受けた状況、更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと認めるに足りる事情、③第一〇条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情等（同法第一二条）。

(30)　内閣府／国家公安委員会／法務省／厚生労働省告示第一号「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（二〇〇八）三三頁以下。

(31)　石井朝子『よくわかるＤＶ被害者への理解と支援』（明石書店、二〇〇九）一八頁。

(32)　保育士は、虐待の疑われる子どもや不適切な養育の兆候が認められる子供を発見すれば関係機関に通告を行い、場合によっては、関係機関と連携しながら家族や子供に対応していく重要な役割を果たさなければならない（保育所保育指針の「第五章子どもの健康と安全」、「第六章保護者に対する支援」）。しかし、児童虐待の担い手となる専門家をいかに要請するかという課題は解決の急がれる課題でありながら、保育士を対象にした研究は非常に少ない。笠原正洋「保育士養成における虐待対応についての教育プログラムに関する予備調査」中村学園大学短期大学部研究紀要第四一号（二〇〇九）二五頁。

(33)　本数値は、韓国の二〇〇七年調査とそれと最も近い日本の二〇〇八年の調査を比較したものである。「法律の成立も内容も知っている」割合は、韓国の場合は四〇・一パーセントであり、日本の場合は一二・三パーセントで、韓国の場合が三、二倍高かった。

(34)　一九九九年の調査では、①夫婦間での暴力、②つきまとい行為、③痴漢、④性的行為の強要の項目で調査されており、二〇〇二年の調査は、①夫婦のあり方についての意識、②配偶者等の暴力についての認識、③配偶者等への加害経験、④配偶者からの被害経験等の項目により調査した。

(35)　アメリカの場合調査の方法によって差異が大きいが、家庭内暴力の重複発生率が、三〇～六〇パーセントであると報告した文献としては、Hon.Diane Kiesel, Domestic Violence : Law, Policy, And Practice（2007）があり、三〇～五〇

パーセントであると報告した文献としては、Petter G. Jaffe, David A. Wolfe & Susan Kaye Wilson, Children of Battered Woman (1990); Murray A. Straus & Richard J. Gelles, Physical Violence in American Families (1990) がある。

(36) 日本において配偶者暴力と児童虐待が家庭内で同時存在することについては、いくつかの調査や統計がその実態を示している。具体的数字を示した統計としては二〇〇三年に東京都生活文化局が行った「配偶者等暴力被害者の実態と関係諸機関の現状に関する調査」があり、ここでは家庭内暴力の重複発生が存在したと答えた人は五一パーセントあった：尾崎万帆子「ドメスティック・バイオレンスと児童虐待が同時存在する家庭への機関連携施策について」常磐大学大学院学術雑誌（二〇〇八）十八頁以下。

(37) 札幌高判平成一二年三月一六日判時一七一一号一七〇頁。本件は、自己が親権者である三歳の子供を同棲中の男性Aがせっかん死された事案において、これを阻止せず放置した被告人に傷害致死幇助罪が成立するか否かが争われた事件である。第一審判決は、被告人に作為義務を認めたものの、Aの犯行を実力で阻止することは著しく困難であったことを理由に無罪としたのに対し、控訴審は、事実認定および法解釈の双方について原判決を変更し、傷害致死幇助罪の成立を認めた。西田典之／山口厚／佐伯仁志編『刑法判例百選―総論第六版』（有斐閣、二〇〇八）一七二頁以下（大塚裕史）。

(38) Melissa J. Doak, Child Abuse and Domestic Violence 1 (2011).

(39) 家庭内暴力が児童に及ぼす影響が大きいことを指摘する研究としては、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」（二〇〇二）、法務総合研究所「研究部報告四〇『配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究』」（二〇〇八）などがある。

(40) 二〇〇二年の調査では、子どもが目撃していたかどうか（子どもありベース）を聞いたところ「目撃していた」と言う人は三五・三パーセントで、「目撃していない」は四七・九パーセントであった。また、二〇〇五年の調査では、配偶者から何からの被害を受けていたことを児童が「知っていた」という人に、その影響を聞いたところ、子どもの心身に「影響を与えたと思う」と言う人（六七・二パーセント）が七割近くを占めた。これに対して「影響は与えなかったと思う」と言う人（一三・三パーセント）は一割強であった。

(41)　警察法第二条第一項は、警察活動の目的を「警察は、個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他の公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」と規定している。

(42)　「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス』（有斐閣、二〇〇二）一六二頁以下。

(43)　小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法：アメリカ法と日本法の挑戦』（信山社出版株式会社、二〇〇二）四六一頁以下。

(44)　戒能民江『シェルターを核とした関係援助機関の活動連携実態および法制度・運用に関する調査』（シェルター・DV問題調査研究会議調査3担当、二〇〇〇）二〇頁、小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法：アメリカ法と日本法の挑戦』（信山社出版株式会社、二〇〇二）四六六頁から再引用。

(45)　梶原田鶴「警察における配偶者からの暴力事案への対応」法律のひろば第六一巻第六号（二〇〇八）一三頁、那須修『警察実務家による刑事学講義ノート』（立花書房、二〇〇八）二七八頁、法施行研究会編『法はDV被害者を救えるか─法分野協働と国際比較』（商事法務、二〇一三）三四四頁以下など。

(46)　「家庭内暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」と「家庭内暴力の処罰等に関する特例法」は、一九九七年一二月三一日制定、一九九八年七月一日から施行された。

(47)　金雲会『家庭暴力犯罪─その理論と実際そして事例』（白山出版社、二〇〇八）二七八頁以下。

(48)　金雲会・前掲注(47)・六六頁以下。